

連結決算の状況

●事業の概況

当行は、連結子会社7社及び持分法適用子会社5社による連結決算を行い、その業績は以下のとおりとなりました。

預金は、期中10億円増加し5兆2,389億円、貸出金は、期中206億円増加し3兆6,416億円、有価証券は、期中475億円増加し2兆20億円となりました。

また、総資産は5兆9,425億円、純資産は3,915億円となりました。

経常収益は、金利上昇に伴い資金運用収益が増加したものの、株式等売却益が減少したことなどから前年同期比5億円減少し794億円となりました。また、経常費用は、厳格な引当を継続したものの与信費用が減少したことや国債等債券売却損が減少したことなどから前年同期比74億円減少し573億円となりました。

これらの結果、経常利益は、前年同期比68億円増加し220億円となりました。また、中間純利益は前年同期比80億円増加し130億円となりました。

国際統一基準の連結自己資本比率は、前期末比0.06%上昇し12.19%となりました。

●主要な経営指標等の推移（連結決算）

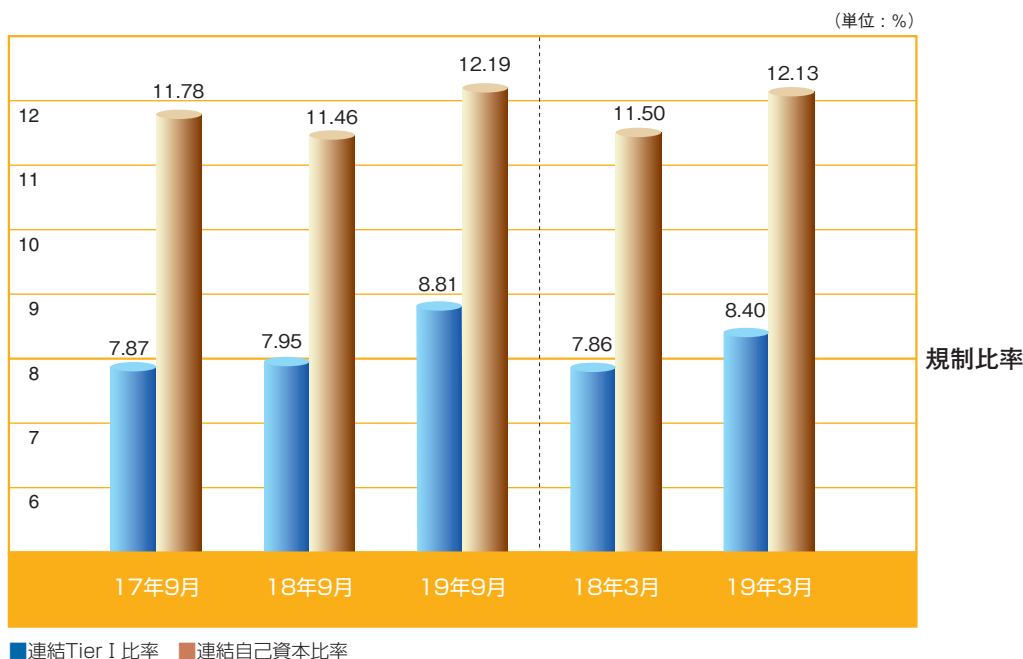
(単位：百万円)

	平成17年度 中間期	平成18年度 中間期	平成19年度 中間期	平成17年度	平成18年度
	平成17年9月	平成18年9月	平成19年9月	平成18年3月	平成19年3月
連結経常収益	70,336	79,972	79,400	141,659	164,394
うち連結信託報酬	—	—	—	0	0
連結経常利益	13,546	15,173	22,070	35,291	42,492
連結中間(当期)純利益	7,063	4,987	13,019	15,997	19,132
連結純資産額	342,882	372,703	391,557	376,870	391,031
連結総資産額	5,900,320	5,824,001	5,942,557	5,876,864	5,886,895
1株当たり純資産額(円)	688.27	741.34	776.49	756.61	775.76
1株当たり中間(当期)純利益(円)	14.23	10.01	26.14	32.08	38.41
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益(円)	—	—	—	—	—
連結自己資本比率(国際統一基準)(%)	11.78	11.46	12.19	11.50	12.13
営業活動によるキャッシュ・フロー	16,734	△61,117	62,439	49,705	△33,488
投資活動によるキャッシュ・フロー	△35,208	67,863	△71,086	△62,675	47,510
財務活動によるキャッシュ・フロー	△7,111	△1,693	△2,327	△33,921	△3,258
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高	95,182	79,038	73,958	74,051	84,838
従業員数〔外、平均臨時従業員数〕(人)	3,193 [698]	3,232 [718]	3,283 [724]	3,111 [708]	3,149 [714]
信託財産額	42	27	23	41	25

- (注) 1. 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
 2. 連結純資産額及び連結総資産額の算定にあたり、平成18年9月から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
 3. 1株当たり純資産額は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)が改正されたことに伴い、平成18年9月から繰延ヘッジ損益を含めて算出しております。
 4. 信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務に係るものを記載しております。なお、連結会社のうち、該当する信託業務を営む会社は提出会社1社のみであります。
 5. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益は、潜在株式がないので記載しておりません。
 6. 連結自己資本比率は、平成19年3月から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国際統一基準を採用しております。なお、平成18年9月以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。

● 連結自己資本比率（国際統一基準）の推移

連結自己資本比率は平成19年9月末に12.19%と国際統一基準（注1）で求められている8%を十分上回る高い水準で推移しております。なお、有価証券含み益などを除いた正味の自己資本比率（連結Tier I 比率（注2））でも8%を上回る8.81%を確保しております。



(注1) 自己資本比率規制（国際統一基準）

国際決済銀行が定めた下記の算出式に基づく比率で、銀行の健全性を示す重要な指標のひとつです。当行のように海外に営業拠点を持つ銀行は、単体・連結ともに8%以上の維持が求められています。

〈算出式〉

$$\frac{\text{①主として株主資本からなる基本的項目} + \text{②有価証券や土地の含み益の45\%などの補完的項目}}{\text{信用リスク+オペレーショナル・リスク}} \times 100$$

(注2) 連結Tier I 比率

基本的項目に対する比率は、連結Tier I 比率と呼ばれ、上記算出式から②を控除して算出した比率です。基本的項目、補完的項目などの詳細は、41頁をご参照ください。

〈新規制の導入〉

平成19年3月末から新しい自己資本比率規制（バーゼルII）がスタートしました。

当行は信用リスクには標準的手法を、オペレーショナル・リスクには基礎的手法をそれぞれ採用しております。（詳しくは41頁～50頁をご参照ください。）

なお現在、より先進的なリスク計測手法である基礎的内部格付手法（信用リスク）及び粗利益配分手法（オペレーショナル・リスク）の採用をめざして、リスク管理の高度化に取り組んでおります。